

(表1)補装具費支給事業の対象となる福祉用具

身体障害者の方が欠損部位や障害部位を補うための福祉用具です。

品目	用具の説明	対象要件
盲人安全つえ	目が不自由な方が歩行するとき、周囲の確認に使用する杖です。	この用具を必要とする状態にある視覚障害者
義眼	人工眼球、または眼球を模した装飾用具です。	この用具を必要とする状態にある視覚障害者
矯正眼鏡	視力を矯正する眼鏡です。	この用具を必要とする状態にある視覚障害者
弱視眼鏡	矯正眼鏡でも矯正が難しい方が使う、拡大機能の強い眼鏡です。	この用具を必要とする状態にある視覚障害者
遮光眼鏡	まぶしさなどを緩和するためのサングラスです。	網膜色素変性症、白子症、先天性無虹彩症及び錐型柊体ジストロフィーにより、羞明感等をやわらげる必要がある視覚障害者
補聴器	音や言葉を電氣的に増幅拡大する機械です。言葉がはっきり聞こえるよう音をいろいろ加工する工夫がなされています。	この用具を必要とする状態にある聴覚障害者
車いす	歩行が困難な方が乗って移動するための福祉用具です。	障害による理由で歩行ができないか、実用的に歩行することが困難な重度身体障害者 (原則として、介護保険でレンタルできる方を除く)
電動車いす	普通の車いすが利用できないほど重度の方が、自力で移動できるような電動駆動式の車いすです。	電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない重度身体障害者 (介護保険でレンタルできる方を除く)
座位保持装置	座った姿勢を保持するための福祉用具です。	障害によって長時間座位姿勢をとることができない方又は、自力で座位姿勢を保持できない身体障害者
義肢	失われた手足の代わりに用いられるべく作られた人工的な手足です。	不自由箇所についての身障手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方
装具	感覚のない手足や身体を固定したり、手足の変形を矯正したりするための補助器具です。	欠損箇所についての身障手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方
歩行器	手すりや車輪が付いていて、下肢の負担を軽減しながら歩行できる器具です。	この用具を必要とする状態にある下肢機能障害者または体幹機能障害者 (介護保険を利用できる方を除く)
歩行補助つえ	身体を支えて歩行を補助する杖です。	この用具を必要とする状態にある下肢機能障害者または体幹機能障害者 (介護保険でレンタルできる方を除く)
重度障害者用意思伝達装置	生態現象を利用して、簡単な意思をあらわすことができる機械です。	両上肢両下肢いずれも身障手帳1級で、かつ言語障害3級(言語機能の喪失)の交付を受けた者またはそれに準ずる状態にある方
座位保持いす	長時間座位姿勢をとることができないお子さんまたは、自力で座位姿勢を保持できないお子さんが座っていただけるように作成されたいすです。	この用具を必要とする状態にある、身体障害者手帳を持つ18歳未満の児童
起立保持具	立ったままの姿勢を保つ訓練用に作成された器具です。	この用具を必要とする状態にある、身体障害者手帳を持つ19歳未満の児童
頭部保持具	車いす等に装着して、頭部を固定する器具です。	この用具を必要とする状態にある、身体障害者手帳を持つ20歳未満の児童
排便補助具	普通のトイレに座って排便できるようになることを目的にした補助器具です。	この用具を必要とする状態にある、身体障害者手帳を持つ21歳未満の児童
特例補装具	国が定めた規格以外に上記のような役割を果たす用具を指します。	障害によって基準で決められている規格以外の補装具を必要とする状態にある方

※ 電動車いすと特例補装具には、製作前後 計2回の面接審査があります。